

リサイクル燃料備蓄センター設工認

設 1－補－005-03 改 3

2021 年 7 月 20 日

リサイクル燃料備蓄センター

設計及び工事の計画の変更認可申請書

(補足説明資料)

第 1 回設工認申請書

汚染の拡大防止の基本設計方針について

令和 3 年 7 月

リサイクル燃料貯蔵株式会社

目次

1. はじめに.....	1
2. 汚染の拡大防止について.....	1
3. 別紙.....	2

別紙 汚染の拡大防止の変更前後比較

1. はじめに

本資料は、リサイクル燃料備蓄センター（以下「施設」という。）の第1回設工認申請書について、技術基準規則の条文に基づき施設共通として記載した汚染の拡大防止の基本設計方針について説明するものである。

2. 汚染の拡大防止について

汚染の拡大防止に関する説明書については別紙のとおりとする。

3. 別紙

- ・汚染の拡大防止の変更前後比較

以上

汚染の拡大防止の変更前後比較（赤字：修正箇所）

変更前	変更後
<p>別添 I 基本設計方針</p> <p>1 共通項目</p> <p>1.11 汚染の拡大防止</p> <p>使用済燃料貯蔵建屋のうち、受入れ区域の床、壁の一部（床面から1.6mの範囲）及び扉は、汚染の除去がしやすい様、エポキシ樹脂系塗料又は合成樹脂調合ペイントにて塗装する設計とする。</p> <p>放射性廃棄物の廃棄施設は、廃棄物による汚染の拡大防止を考慮し、廃棄物貯蔵室を受入れ区域の独立した区画に設け、放射性廃棄物をドラム缶、ステンレス製等の密封容器に入れ、保管廃棄可能な設計とする。</p> <p>また、漏えいが生じたときの漏えい拡大防止を考慮し、廃棄物貯蔵室の出入口にはせきを設ける構造とするとともに、床等及び腰壁は、汚染の除去がしやすく、廃水が浸透し難いエポキシ樹脂系塗料にて塗装する設計とする。</p> <p>なお、管理区域内において法令に定める表面密度限度の10分の1を超えるような予期しない汚染を床、壁等に発生させた場合又は発見した場合の運用については、保安規定に定め、運用する。</p>	<p>別添 I 基本設計方針</p> <p>1 共通項目</p> <p>1.11 汚染の拡大防止 (変更なし)</p>

変更前	変更後
<p>添付書類3 使用済燃料貯蔵施設の技術基準への適合性に関する説明書</p> <p>添付14 汚染の拡大防止に関する説明書</p> <p>添付14-1 受入れ区域の汚染の拡大防止に関する説明書</p>	<p>添付書類3 使用済燃料貯蔵施設の技術基準への適合性に関する説明書</p> <p>添付15 汚染の拡大防止に関する説明書</p>
<p>1. 概要</p> <p>本資料は、使用済燃料貯蔵施設の汚染の拡大防止設計が、「使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則」(以下「技術基準規則」という。) 第11条(閉じ込めの機能)及び第20条(使用済燃料によって汚染されたものによる汚染の防止)に適合することを説明するものである。</p>	<p>1. 概要</p> <p>本資料は、使用済燃料貯蔵施設の汚染の拡大防止設計が、「使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則」(以下「技術基準規則」という。) 第11条(閉じ込めの機能)及び第20条(使用済燃料によって汚染されたものによる汚染の防止)に適合することを説明するものである。</p>
<p>2. 設備の設計方針</p> <p>(1) 使用済燃料貯蔵建屋（受入れ区域）</p> <p>受入れ区域の床、壁の一部（床面から1.6mの範囲）及び扉は、汚染の除去がしやすいよう、エポキシ樹脂系塗料又は合成樹脂調合ペイントにて塗装する設計とする。</p> <p>(2) 廃棄物貯蔵室</p> <p>廃棄物による汚染の拡大防止を考慮し、受入れ区域の独立した区画に設け、放射性廃棄物をドラム缶、ステンレス製等の密封容器に入れ、保管廃棄可能な設計とする。また、漏えいが生じたときの漏えい拡大防止を考慮し、廃棄物貯蔵室の出入口にはせきを設ける構造とともに、床等及び腰壁は、汚染の除去がしやすく、廃水が浸透し難いエポキシ樹脂系塗料にて塗装する設計とする。</p>	<p>2. 設備の設計方針</p> <p>(1) 使用済燃料貯蔵建屋（受入れ区域）</p> <p>受入れ区域の床、壁の一部（床面から1.6mの範囲）及び扉は、汚染の除去がしやすいよう、エポキシ樹脂系塗料又は合成樹脂調合ペイントにて塗装する設計とする。</p> <p>(2) 廃棄物貯蔵室</p> <p>廃棄物による汚染の拡大防止を考慮し、受入れ区域の独立した区画に設け、放射性廃棄物をドラム缶、ステンレス製等の密封容器に入れ、保管廃棄可能な設計とする。また、漏えいが生じたときの漏えい拡大防止を考慮し、廃棄物貯蔵室の出入口にはせきを設ける構造とともに、床等及び腰壁は、汚染の除去がしやすく、廃水が浸透し難いエポキシ樹脂系塗料にて塗装する設計とする。</p>
<p>3. 汚染発生時の対応方針</p> <p>搬入した金属キャスク等の表面に法令に定める管理区域に係る値を超える放射性物質が検出された場合は、除染に使用した水及び除染液の液体廃棄物並びにウエス等の固体廃棄物はドラム缶、ステンレス製等の密封容器に入れた後、廃棄物貯蔵室に保管廃棄する。固体廃棄物及び液体廃棄物の管理について、保安規定に定め、保管廃棄する。</p> <p>なお、管理区域内において法令に定める表面密度限度の10分の1を超えるような予期しない汚染を床、壁等に発生させた場合又は発見した場合の運用については、保安規定に定める。</p>	<p>3. 汚染発生時の対応方針</p> <p>搬入した金属キャスク等の表面に法令に定める管理区域に係る値を超える放射性物質が検出された場合は、除染に使用した水及び除染液の液体廃棄物並びにウエス等の固体廃棄物はドラム缶、ステンレス製等の密封容器に入れた後、廃棄物貯蔵室に保管廃棄する。</p> <p>なお、固体廃棄物及び液体廃棄物の管理について、並びに管理区域内において法令に定める表面密度限度の10分の1を超えるような予期しない汚染を床、壁等に発生させた場合又は発見した場合の措置については、保安規定に定め、運用する。</p>